

妊婦のための支援給付金のご案内

妊婦のための支援給付金は、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的とした給付金です。

申請方法は、個別に配布している申請フォーム(QRコード)より、手続きを行ってください。

《対象者》

- (1) 申請日時点で南風原町民である方
- (2) 転入者の場合：転入前の自治体で国の妊婦支援給付金にあたる給付金(電子マネー、子育て応援クーポン等を含む)を受給していない方

【1回目の申請】

- ① 産科医療機関を受診し、
医師による妊娠(胎児心拍)の確認を行った方
- ② 妊娠届出時に、妊婦さんご自身が
保健師等と面談を行った方

【2回目の申請】

- ① 出産した産婦で妊婦給付認定を受けている方
※妊娠届を提出後、流産・死産等で出産に至らなかった場合についても給付対象となります。
(詳細については、直接お問い合わせ下さい。)

《給付額》

【1回目】妊婦給付認定後 5万円

【2回目】妊娠している胎児の人数 × 5万円

《申請の流れ》

次の流れで申請案内を行います。申請書類等の提出は窓口か郵送にてお願いします。

① 妊娠届出の際に、1回目の申請フォーム案内の配布・面談を行います。

《申請に必要な書類》

- ☐ 親子健康手帳「妊娠の経過」(P26.27) 写し または 「妊婦給付認定用診断書」※医療機関発行
- ☐ 「妊婦給付認定申請書」※申請フォーム(QRコード)より申請
- ☐ 本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)
- ☐ 妊婦さん名義の口座番号がわかる書類(通帳またはキャッシュカード)

※注意：名義変更が必要な方は、変更手続き後に申請してください。



② 妊娠6か月頃

「妊娠中期健康確認シート」のアンケートを郵送にてお送りします。届きましたら、通知内または右記QRコードを読み取り、申請フォームよりご回答をお願いします。

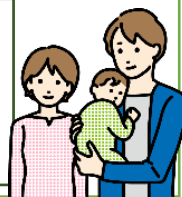


《新生児訪問》 ※第1子は原則必須。第2子以降は希望者
助産師が家庭訪問にて、母乳や育児に関する相談をお聞きします。

③ お子さん出生後の2か月児訪問時に、2回目の申請案内を行います。※訪問は原則必須

《申請に必要な書類》

- ☐ 親子健康手帳「出生届出済証明」(P1) 写し
- ☐ 「胎児の数の届出書」※申請フォーム(QRコード)より申請
- ☐ 本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)
- ☐ 妊婦さん名義の口座番号がわかる書類(通帳またはキャッシュカード)



(出産予定日の8週間前から申請案内が可能です。早めに申請をご希望の方はお問い合わせ下さい。)

※申請の前に、必ずお読みください※

1. 提出書類に不備があると手続きを行う事ができません。必ず提出前に、入力内容や提出書類をご確認下さい。
2. 申請期限は、申請案内後3ヶ月以内です。申請忘れがないようご注意ください。
3. 他市町村で受給済みの方は対象外です。二重受給が判明した際は返還していただきます。
4. 申請書提出後、受理手続きのため振込みまでに約2ヶ月程度かかります。
5. 給付金の振込み先口座は、妊婦さんご本人名義に限ります。

《お問い合わせ先》

南風原町こども課こども家庭センターはえばる(役場2F) 〒901-1195 南風原町字兼城686番地
時間：9:00～12:00、13:00～17:00(平日のみ) TEL：098-889-4524



詳しくは町ホームページへ